

施設改修に伴い 一時的に避難所を変更します

右記の避難所施設は、7月22日(祝)～9月30日(木)の間、施設の改修工事を行うため、指定避難所として使用できなくなります。この期間は、周辺の避難所を利用してください。
 ※燕市民体育館はワクチン接種会場となるため、9月24日(金)からは使用できません。
 関 防災課 防災対策係 ☎ 0256・77・8381

使用できなくなる避難所	開設する周辺の避難所
燕北小学校	燕中等教育学校(臨時) 藤の曲公民館
小中川小学校	小中川公民館(臨時) 燕北中学校
小池小学校 小池中学校	小池公民館(臨時) 燕市民体育館
分水北小学校	分水中学校(臨時) 四箇村ふれあい館 国上勤労者体育センター

踏切整備工事が完了しました

関 土木課 建設係 ☎ 0256・77・8272

令和2年度中に緊急対策踏切整備事業として工事を実施した路線です。踏切内にカラー塗装を施し、自転車や歩行者の通行スペースを明示しました。併せて踏切版の交換と踏切前後の舗装打ち換えを行い、踏切と道路の段差を無くし、通行時の騒音を解消しました。工事期間中はご不便をおかけしましたが、皆様のご協力のおかげで無事に完了しました。

● 鴻巣踏切 (吉田本所、吉田東町、吉田鴻巣地内)



● 井戸巻踏切 (井土巻一丁目、南六丁目、南七目地内)



関 農業委員会事務局
☎ 0256・77・8251

～7月・8月は農地パトロール月間～ 農地の適正・効率利用を図るため農地パトロールを実施します！



▲昨年のパトロールの様子

遊休農地の改善、違反転用防止などを解消するため、農業委員が市内全域の農地を巡回します。

● 期間 前期：7月～8月
後期：10月～11月

7月上旬に巡回し、遊休農地や違反転用農地と判断した場合、所有者や耕作者に対して適正管理をするように指導を行います。

◆ 農業者年金に加入しましょう ◆

担い手農業者には保険料の国庫補助制度なども用意され、保険料は全額社会保険料控除の対象となります。
 ※補助制度など、詳しくは農業委員会事務局、またはJA窓口まで。

◆ 「全国農業新聞」購読者募集 ◆

農業者の公的代表機関である全国農業会議所が発行する農業総合専門紙です。
 ■ 毎週金曜日発行 月 700円 (送料込)
 3カ月無料購読もできます。購読の申し込みは農業委員、または農業委員会事務局まで。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けてお困りの人へ

新型コロナウイルス感染症に関する最新情報 ▶



国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料を減免します

新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度収入が減少した人の保険料(税)の減額または免除を行います。

■ 保険料(税)の減免の対象となる人

① 全額免除
 新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った人

② 一部を減額
 新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の収入減少が見込まれる人

▼ 一部を減額される具体的な要件(以下の要件を満たした人)

世帯の主たる生計維持者について
 (ア) 事業収入や給与収入など、種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること

(イ) 前年の所得の合計額が1,000万円以下であること
 (ウ) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

※申請の際には、収入を証明する書類が必要となります。
 ※介護保険料は、(ア)および(ウ)に該当の場合に対象となります。

※国民健康保険税は、65歳未満の人が解雇などで離職した場合、非自発的失業者の軽減が優先されます。

■ 問合せ

- ◎ 国民健康保険税・介護保険料
 税務課 市民税2係 ☎ 0256・77・8144
- ◎ 後期高齢者医療保険料
 保険年金課 年金医療係 ☎ 0256・77・8133

新型コロナウイルス関連の無料法律相談

時 8月31日(火)まで ※相談回数：期間内計2回を限度

相談方法	受付	対象
① 新潟県弁護士会の各相談所での面談相談 ※要予約	平日 午前9時～午後5時 ☎ 025・222・5533 (長岡相談所のみ ☎ 0258・86・5533)	どなたでも
② 電話相談	毎週火・木曜日 午後1時～3時 (7月22日(祝)を除く) 相談電話番号 ☎ 025・222・7300	どなたでも
③ ひまわりホットダイヤル(弁護士の法律事務所での面談相談) ※要予約	平日 午前10時～正午 午後1時～4時 ☎ 0570・001・240 (受付後に相談日程を調整)	事業者のみ

関 新潟県弁護士会 ☎ 025・222・5533

国民年金保険料の「免除」「納付猶予」制度をご利用ください

経済的な理由などで保険料が納められない人のために、申請・承認により保険料の納付が免除または猶予される制度があります。

(令和3年度国民年金保険料：月額1万6,610円)

免除制度	◎ 全額免除 ◎ 一部免除(4分の3、半額、4分の1)
納付猶予制度	50歳未満の人が対象で、納付が猶予されます。

■ 令和3年度の申請対象期間 7月分～翌年6月分まで
 ※令和3年度分は7月1日(祝)以降に申請してください。
 ※申請日から過去2年1カ月前の月分まで、さかのぼって申請できます。

■ 申請場所 保険年金課 年金医療係(市役所1階12番・13番窓口) または 三条年金事務所

関 ① 年金手帳(または基礎年金番号のわかるもの)
 ② マイナンバーがわかるもの ③ 運転免許証などの身分証明書 ④ 失業による特例免除の場合、雇用保険離職票または雇用保険受給資格者証などの写し

■ ご注意ください

- ・ 審査は、申請期間に対応する年の所得を基準として行いますが、所得により免除が承認されない場合があります。
- ・ 一部免除が承認された場合、国民年金保険料が一部免除されますが、残りの保険料は納付が必要です。納めない場合は、未納期間扱いになります。
- ・ 申請が遅れると、万一のときに障害年金が受け取れないなどの不利益が生じることがあります。すみやかに申請してください。
- ・ 学生の方はこの制度は利用できません。「学生納付特例制度」をご利用ください。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により、事業の休廃止などによる収入の急減があった場合はご相談ください。

■ 問合せ

- ◎ 保険年金課 年金医療係 ☎ 0256・77・8136
- ◎ 三条年金事務所 ☎ 0256・32・2239

新潟県勤労者生活安定資金貸付金制度をご利用ください

県では、自己の責任によらない理由で離職した人や、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した人などに対して、生活資金などの貸付を低利で行っています。また、求職者が公共職業訓練を受講するための教育資金の融資も行っています。詳しくはお問い合わせください。

■ 融資の相談・受付

最寄りの新潟県労働金庫本店・支店
 関 新潟県しごと定住促進課 ☎ 025・280・5260